定する予防給付をいう。以下同じ。）や介護給付（同条第一号に規定する介護給付をいう。）が担っている三次予防との有機的な連携を図り、活動的な状態にある高齢者に対する介護予防から要介護状態等にある者に対する介護予防まで、継続的かつ総合的な事業展開を図るものとする。

介護予防を推進するためには、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めるという視点が重要であり、自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、被保険者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指すことが重要である。また、介護予防及び日常生活支援のための施策の実施に当たっては、ボランティア活動との有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要である。このため、介護予防・日常生活支援総合事業の実施主体は、介護保険事業において実施される事業その他の高齢者保健福祉施策や地域における自主的な活動等と介護予防・日常生活支援総合事業とを一体的かつ総合的に企画し、実施するものとする。

この指針は、市町村が、介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に実施するための基本的な事項を示すものである。

第一　介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する総則的な事項

一　目的

介護予防・日常生活支援総合事業は、当該市町村が行う介護保険の第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者を対象として、要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を目的として実施するものとする。事業の実施に当たっては、心身の状態の改善を図るとともに、生活機能全体の維持又は向上を通じて、個々の対象者が、その居宅において、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施される必要がある。

二　事業の構成

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者及び二次予防事業対象者（第一号被保険者のうち要介護者又は要支援者以外の者であって、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められるものをいう。以下同じ。）に係る事業並びに当該市町村の全ての第一号被保険者を対象とした一次予防に係る事業により構成するものとする。

両事業の対象、実施方法等は異なるが、心身の状況等の改善によって、要支援者又は二次予防事業対象者とならなくなった高齢者が、一次予防に係る事業において、引き続き介護予防に向けた取組に参加することができるようにするなど、両事業が連続的かつ一体的に実施されるよう、相互に密に連携を図る必要がある。

三　実施主体、事業の実施等

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が実施主体となり、保健所その他の関係行政機関、医師会、歯科医師会その他の保健医療関係団体、社会福祉協議会その他の福祉関係団体、指定介護予防サービス事業者（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）、法に規定する指定を受けていない介護関係事業者その他の民間事業者、ボランティアを含む地域住民等の協力を得て推進するものとする。

要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業のうちケアマネジメントに係る事業については、市町村又は地域包括支援センター（法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）において実施するものとする。

介護予防・日常生活支援総合事業（ケアマネジメントに係る事業を除く。）の実施に当たっては、市町村においては、サービスの提供等の具体的な事業の実施を、指定介護予防サービス事業者、法に規定する指定を受けていない介護関係事業者その他の民間事業者等に委託するなど、地域における社会資源の有効活用を図るとともに、効果的かつ効率的な事業運営に努める必要がある。

委託を受けた者に対して支払う費用の額については、市町村において、地域の実情に応じて柔軟に決定するものとする。

四　事業の評価

介護予防・日常生活支援総合事業を効果的かつ効率的に実施する観点から、市町村は、定期的に介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況等に関する評価（以下「事業評価」という。）を実施するものとする。事業評価においては、介護予防・日常生活支援総合事業の実施により、要介護状態等への移行をどの程度防止できたか等の事業の成果に係る評価を行うとともに、投入された資源量や事業量に係る評価及び事業が効果的かつ効率的に実施されたか等の事業の実施の過程に係る評価を行うものとする。

また、事業評価は、単に心身の状況等の改善のみならず、対象者の生活の質や対象者の主観的な健康感など、様々な視点から総合的に行うものとする。

事業評価を適切に行うため、市町村においては、個人情報の保護に留意しつつ、介護予防・日常生活支援総合事業の参加者数等の事業に関するデータ、個人の健康に関するデータなど、事業全体の経年的な評価を行う観点から必要と考えられるデータを体系的に把握しておくこととする。

また、市町村は、事業評価の結果について、積極的に地域住民に対して情報公開し、地域住民の介護予防・日常生活支援総合事業に対する理解を深めることに努めるとともに、地域住民からの意見も踏まえ、適宜、事業の内容を見直すなど、真に地域に密着した事業の展開が図られるよう不断の取組を図るものとする。

五　他の計画等との関係

各年度における介護予防・日常生活支援総合事業の量の見込みについては、法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）において定めることとされ、各年度における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用及び介護予防・日常生活支援総合事業の見込量の確保のための方策については、市町村介護保険事業計画において定めるよう努めることとされている。介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村介護保険事業計画に基づき計画的に事業を推進するものとし、その際、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の八及び第二十条の九の規定による老人福祉計画、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四の規定による医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条の規定による健康増進計画等との整合を十分に図るものとする。

六　利用料

市町村及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施について市町村から委託を受けた者は、介護予防・日常生活支援総合事業（二次予防事業対象者の把握に係る事業を除く。）の利用者に対し、利用料を請求することができる。

利用料の額等利用料に関する事項は、地域の実情に応じて、市町村において決定する。なお、利用料の額の設定に当たっては、予防給付との均衡等を勘案しながら、適切に設定することとする。

第二　要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業

一　基本的な考え方

要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業は、対象者一人ひとりの生活機能の維持又は向上を目的として、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、きめ細やかに実施されるものとする。

このため、個別の対象者に対するサービスの実施に当たっては、対象者ごとの状況等に関する課題分析等を行うこととともに、事業実施後には、対象者の状況等の再評価を行うことが必要である。

二　事業の構成

要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業は、予防サービスに係る事業、生活支援サービスに係る事業、ケアマネジメントに係る事業、二次予防事業対象者の把握に係る事業及び事業評価に係る事業により構成する。

三　事業の対象者

要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業のうち、予防サービスに係る事業、生活支援サービスに係る事業及びケアマネジメントに係る事業の対象者は、要支援者及び二次予防事業対象者とする。

このうち、予防サービスに係る事業及び生活支援サービスに係る事業の対象者は、指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）若しくは特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援又はケアマネジメントに係る事業の対象者（以下「介護予防支援・ケアマネジメントに係る事業の対象者」という。）である要